# 機械設備工事特記仕様書　住宅編

A) 工事概要

| | |
|---|---|
| 工事名称 | ナービスベストハウス建設工事　機械設備工事 |
| 工事場所 | |
| 建物構造 | 一般建築物　耐火建築物　準耐火建築物　2階高　地下　階・地上 2 階 |
| 建物用途 | 建築基準法別表　第１（　）・　消防法施行令別表 第１　第　5　項　(ロ) |
| 用途地域 | 建築基準法別表　第１（　）・　消防法施行令別表 第１　第　5　項　(ロ) |
| 工事期間 | |

B) 工事項目　　※　工事項目は、No 記入項目を適用する。

| NO | 工事項目 | 工事概要 | 新設 | 増設 | 改修 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 受水設備 | | | | |
| 2 | 給水設備 | 上水道給水引込から宅内の給水口までの配管を行なう。 | ● | | |
| 3 | 排水通気設備 | 宅内の排水による配管を行なう。 | ● | | |
| 4 | 衛生器具設備 | 1階、2階のトイレ設備を行なう。 | ● | | |
| 5 | ガス設備 | 宅内のキッチンのコンロにガス配管を行なう。 | ● | | |
| 6 | 消火設備 | | | | |
| 7 | 給湯設備 | 宅内の給湯による配管を行なう。 | ● | | |
| 8 | し尿浄化設備 | | | | |
| 9 | 換気設備 | 24時間換気設備を行なう。 | ● | | |
| 10 | 排煙設備 | | | | |
| 11 | 空気調和設備 | 全館空調設備工事を行なう。 | ● | | |
| 12 | 住宅設備機器設備 | キッチン、バスユニット、洗面器等の設備機器の据付。 | ● | | |
| 13 | 宅内排水設備 | 下水道本管に宅内の排水管を接続する。 | ● | | |
| 14 | 上水道設備 | 上水道本管に宅内の給水管を接続する。 | ● | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |

C) 機械設備工事仕様書

| | | |
|---|---|---|
| | 共通仕様書 | 1.図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて公共建築工事標準仕様書 |
| | | 機械設備工事編　最新　年度版、（以下、「標仕」という。）、同改修 |
| | | 工事共通仕様書（以下「改修共仕」という。）同標準図の最新版による。 |
| | | 2.項目および特記事項は、● 印の付いたものを本工事に適用する。 |

D) 建物概要

| NO | 建 物 名 称 | 構造 | 階数　地上 | 延面積　㎡ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 住宅 | 木造 | 2 ／ 2 | 322.00 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合　計 | | | | |

E) 一般共通事項

| | | |
|---|---|---|
| ● | 監督員 | 監督員とは、工事請負契約書に規定する監督員をいう。 |
| ● | 施工基準 | イ.本工事は、工事請負契約書および同約款を 尊守し、現場説明書、特記仕様 |
| | | 書、設計図、施工標準図および「共通仕様書」により完全に施工する。 |
| | | ロ.必要な関係諸官庁への申請手続きは、すべて請負人が代行し、その費用も |
| | | 請負人の負担とする。 |
| | | ハ.本図は、工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督員 |
| | | と打ち合せの上、その指示に従い施工する。 |
| | | ニ.その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 |
| ● | 監理指針 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針(最新版)に準ずる。 |
| ● | 施工監理チェックリスト | 施工に際し、施工手引き書である機械設備工事施工監理チェックリスト |
| | | （最新版）に従う。 |
| ● | 竣工図 | 竣工時に竣工図を作成し、2部焼付製本の上（縮小版A4サイズ）、原図修正 |
| | | CADデーター共提出する。竣工図は監督員の承認により、貸与するCADデータ |
| | | ーを修正の上、竣工図を作成するものとし、CADデーター共に提出する。 |
| | | （CADソフトは、JWW、DXFとする） |
| ● | 完成図 | 完成図の種類は、CADにより作成し、内容は、貸代する設計図面のデーターを |
| | | もとに全図面図書を工事内容にあわせて修正、加筆して作成する。体裁詳細 |
| | | は監督員の指示により作成し、提出するものとしては焼付けにあわせて修正、 |
| | | 加筆して作成する。体裁詳細は監督員の指示により作成し、提出するものと |
| | | しては焼付け製本（縮小版A4サイズ）4部及びデーターを保管したCD-ROM2枚 |
| | | CAD形式は、JWW最新版としレイヤ構成、その他詳細は、監督員の指示による。 |
| ● | 工事写真 | ● 完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真は全て工事写真帳 |
| | | に貼り付け提出する。 |
| | | ○ 写真撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」 |
| | | に準ずる。 |
| | | ● 工事完成後に見えない地中埋設、コンクリート埋設、天井裏部分等の監督 |
| | | 員指示箇所を撮影する。 |

| 区　分 | 分類・規格 | 撮影枚数 | 部数(ネガ1枚に付) | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 着工前 | カラー・サービス | 3 5 7 | 1 | 状況によりつなぎ写真 |
| 工事中 | カラー・サービス | | 1 | 必要に応じ |
| 完成時 | カラー・サービス | 6 10 20 | 2 | |
| 定期提出 | カラー・サービス | 3 5 7 | 2 | 月末報告用 |

| | | |
|---|---|---|
| ● | 優先順位 | 工事施工に当たり、優先順位は、下記順位による。 |
| | | 1) 現場説明　2) 本特記仕様書　3) 本設計図　4) 共通仕様書 |

| | | |
|---|---|---|
| ● | 技術管理 | 請負人は専任として建設業法に定める技術者の任命を行い、現場に派遣し、 |
| | | （ ○ 常駐 ● 否常駐）、技術管理に当ると共に建築主体工事、電気 |
| | | 設備工事、その他関連工事についてその施工者と綿密な連絡をとり全工事に |
| | | 支障なきよう施工する。 |
| ● | 機器材料 | 機器材料、製品等は特記されたもの、または同等品以上とし監督員の承諾を |
| | | 受けること。 |
| ● | 技能士 | 適用工事種別　　配管施工：１級　　熱絶縁施工：１級 |
| | | 冷凍・空気調和機施工：１級　　建築板金施工 |
| | 下請業者 | 各種下請業者、機器材料等県内で供給できるものについては、極力県内業者、 |
| | 機材等の | 県産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とす |
| | 選定 | る。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 |
| ● | 検査合格書 | 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及び |
| | 等 | その写し各一部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者、施工 |
| | | 下請業者、材料製造所連名書とする。 |
| ● | 建築工事 | コンクリート部分の梁・壁・床の貫通部補強及び仕上部分の軽量鉄骨天井下地 |
| | との取合い | 、同壁下地の開口部補強は建築工事とするも、事前に施工図を作成し、監督職 |
| | | 員、建築工事業者承認の上とする。 |
| ○ | 既存設備 | 施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分 |
| | 関係 | 協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。 |
| ● | 公害対策 | 工事着工前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講じること。 |
| ● | 産業廃棄物 | ● 現場にて、発生材は建築工事において、廃棄処理を行なうものとする。 |
| | 処理 | （ 報告書提出のこと） |
| | | ● 請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に |
| | | 監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 |
| | | ① 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物につい |
| | | ては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル |
| | | 法）を遵守し、分別解体及び再資源化等を実施すること。また、着工前の |
| | | 同法第１１条の「通知」は請負人が提出のこと。 |
| | | ② 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産 |
| | | 物適正処理推進要綱を遵守し、一定規模以上の工事においては、再生資源 |
| | | 利用「促進」計画書及び同実施書を作成し速やかに報告のこと。 |
| | | ③ 請負人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法１２条 |
| | | の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 |
| ● | 発生材の | 引渡を要するもの。 |
| | 処理 | |
| ● | 保険等 | 請負人は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付する |
| | | ものとする。 |
| ● | 監督職員 | 規模　１号　２号　３号　４号　５号　● 設けない |
| | 事務所 | 備品 机、いす、書棚、黒板、製図板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、請負者 |
| | | 加入電話の子機、衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示 |
| | | による。 |
| ● | 安全対策 | 工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。また、近隣家屋に騒音 |
| | | 、振動等公害発生のなきよう留意し、工事全般に支障なきよう万全の策を講ず |
| | | ること。また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様に努める |
| | | こと。 |
| ● | 統括安全 | 労働安全衛生法第３０条第２項の統括安全衛生管理義務者には、 |
| | 衛生管理 | （ ● 建築工事　電気設備工事　機械設備工事 ）の請負人を指名する。 |
| | 義務者 | |
| ● | 別途工事と | 請負人は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事 |
| | の連絡協議 | 施工上の調整を図ること。また、工事区分の取合について図示あるも、施工時 |
| | | に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。 |
| ● | シンナー等 | シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難 |
| | | を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な |
| | | 管理を行うものとする。 |
| ● | フロンの | 冷媒にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等によりフロン |
| | 回収等 | ガスを全量回収し、大気放出をしない処理を行うこと。また、施工に当たって |
| | | は特定フロンを使用した材料、工法を用いないこと。 |
| | 工事カルテ | 請負者は、工事請負代金500万円以上の工事について、工事実績情報サービス |
| | の作成・登録 | (CORINS)に基づき、契約・変更・完了時に工事実績情報として「工事カルテ」 |
| | | を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約日、登録内容の変更日および工事 |
| | | 完成日から10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。 |
| | | （ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事については、契約変更時 |
| | | のみ登録するものとする）また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負 |
| | | 者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。 |
| | | なお、変更日と完成日が10日に満たない場合は、変更登録を省略できるものと |
| | | する。 |
| | 工事関係 | 請負人は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものと |
| | 車両の | する。また、現場において不法無線局を搭載していると疑わしい車両を確認し |
| | 電波法遵守 | たときは、速やかに監督職員にその旨報告する。 |
| | 過積載の | 請負人は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を順守する旨を記載 |
| | 防止措置 | した施工計画書を提出し徹底を図ること。 |
| | 技術検査 | 工事施工途中において、適宜中間技術検査を実施する。 |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| | 施工上の | イ 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定液化石油ガス設備工事事業者 |
| | 留意事項等 | であること。 |
| | | ロ 液化石油ガス設備工事の作業に従事する者は、液化石油ガス設備士である |
| | | こと。 |
| | | ハ 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を受け合格する |
| | | こと（記録紙および検査写真を提出すること）。 |
| | | ニ 給水配管の接合剤は、上水道用の接合剤とする(継手指定品を除く)。 |
| | | ホ 地中埋設の鋼管類は防食処置を行う。また、コンクリート貫通箇所はプラス |
| | | チックテープを巻きモルタル埋めする。 |
| | | ヘ 建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は標仕の屋内配管 |
| | | の支持要領に準ずる。 |
| | | ト 暖房給湯設備における試運転用油量は、オイルストレージタンクの1/3以上 |
| | | とする。 |
| | | チ 空気調和設備における仕切弁については、100Ａ以上はバタフライ弁とする。 |
| | | リ 排水桝、汚水桝、浄化槽と硬質塩化ビニル管の接続部は砂付き加工の工場 |
| | | 製品を使用し、漏水防止を図る。 |
| | | ヌ 機械設備工事内で電気設備を含む場合には、別途電気設備工事に全て |
| | | 準ずる。 |
| | | ル 機器の据付、配管支持については、『建築設備耐震設計施工指針』を参考と |
| | | する。 |
| | | ヲ 風量調整ダンパー、防排煙ダンパー類は、全て工場製作品とし、(財)日本 |
| | | 建築センターの防災認定マークを貼付されたものとする。 |
| | | ワ 配管には空気だまりの無いように施工し、図示以外で施工必要箇所には自動 |
| | | 空気抜き弁を取付ける。 |
| | | カ 保温工事については、極力滋賀県保温保冷事業協同組合員等県内業者と |
| | | する。 |
| | | ヨ 当該工事において、既設配管、既設埋設配管があった場合は監督職員の指示 |
| | | により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。また撤去工事 |
| | | は特に既設配管の行先を確認の上、安全に処理する。 |
| | | タ グリーン購入法に基づき環境負荷の低減に努めること。 |
| | 現場代理人 | ・ 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。なお、工事準備 |
| | | 等の行為を含め工事現場が不稼動であることが明確である期間については |
| | | 常駐の必要はないが、現場パトロールの実施と緊急時には速やかに対応でき |
| | | る体制を確保しなければならない。 |
| | | ・ 現場代理人と請負人の直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保健証等の |
| | | 写し）を現場代理人主任技術者等届に添付して提出しなければならない。 |
| | | また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人・主任技術者等変更届を提出 |
| | | し、同様の確認を受けなければならない。 |
| | | 現場代理人は、現場責任者の立場を明確にするため、現場代理人と明示した |
| | | 腕章を着用のこと。 |
| | 監理技術者 | ・ 専任の主任技術者の確認。 |
| | 資格者証の | 専任の主任技術者と雇用者の直接的かつ恒常的な（入札の執行日または随意 |
| | 確認 | 契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の） |
| | | 雇用関係については、所属業者名が記載されている健康保険被保健者証の |
| | | 交付年月日により確認を行う。 |
| | | ・ 監理技術者資格者証の確認 |
| | | 監理技術者と雇用者の直接かつ恒常的な（入札の執行日または随意契約によ |
| | | る場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の）雇用関係に |
| | | ついては、所属業者名が記載されている監理技術者資格者証（以下「資格者 |
| | | 証」）の交付年月日より確認を行う。資格者証により恒常的な雇用関係が |
| | | 確認できない場合は、健康保険被保険者証の交付年月日により確認を行う。 |
| | | また、平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所有している場合は、 |
| | | 監理技術者講習終了証の確認を併せて行う。 |
| | その他 | 産業廃棄物の処理については「廃棄物処理および清掃に関する法律」等に従い |
| | | 適正に処理を行う事。 |
| | | 市の発注する建設工事等（建設工事に関連する調査、測量、設計等の |
| | | 業務の委託を含む。）における暴力団員等による不当介入の排除について |
| | | 1. 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力 |
| | | 団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者） |
| | | による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、 |
| | | 断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに |
| | | 所轄警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 |
| | | 2. 請負者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した |
| | | 通報書を所轄警察署に届け出るとともに、監督職員等に報告するものと |
| | | する。 |
| | | また、請負者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行う |
| | | ものとする。 |

F) 一般事項

| | |
|---|---|
| | 1. 本工事は、契約規則、建設業法、消防法、日本工業規格関連、労働安全衛生 |
| | 法等、関係諸法令を遵守し、施工すること。 |
| | 2. 本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、 |
| | 使用料金等は引渡し日まで、原則として請負人の負担とする。 |
| | 3. 発生材の内、引き渡しを要する物は監督員の指示する場所に整理の上、調書 |
| | を添付し、監督員に引き渡す。 |
| | また、引き渡しを要しない物は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に |
| | 準じ、適確に処理のこと。 |
| | 4. 設計図書は、工事の大要を示すものであり、着工前に施工図等を提出し、 |
| | 監督員の承諾を受けること。 |
| | なお、設計図書に明記なき事項で、技術上、美観上、また保安上当然必要と |
| | 認められ認められるもの、ならびに現場の納まり上、必要な軽微なる変更は |
| | 、監督員と協議の上、指示により施工する。この場合、原則として工事費の |
| | 増減は行わない。 |
| | 5. 機器および、配管等は、地震時に水平移動、転倒、落下等が生じないよう、 |
| | 国土交通省住宅局建築指導課監修「建築設備耐震設計施工指針」により施工 |
| | すること。 |
| | 6. 工事着工前および、しゅん工引き渡し時は下記書類を提出のこと。なお、 |
| | 部数、サイズは監督員の指示による。 |
| | 工事着工前 |
| | 契約書　契約見積書　施工図　製作図 |
| | 施工計画書（要領書）　各種工程表 |
| | 工事しゅん工前 |
| | 工事写真　しゅん工写真　しゅん工図　工事日報 |
| | 保証書　検査済書　各種申請控　機器取扱説明書 |
| | 備品および、備品リスト　検査測定表 |
| | 7. 本工事契約前に質疑事項等がなき場合は、法的および技術上において本設計 |
| | 図施工内容を承諾したものと見なし、各種の検査合格をもって引き渡し完了 |
| | とする。 |
| | 8. 発注者の指示により、設計図に該当しない変更を生じた時は、原則として事前 |
| | に見積書を作成し、承諾されたのち、変更工事に着手すること。また、図面 |
| | 等に記載が無くとも、技術上、関連法令上、または美観上当然必要と認められ |
| | る軽微な変更は、請負金額の変更を行わない。 |
| | 9. 工事完了に際し、関係諸官公署および、電気、上下水道、ガス事業所等の行う |
| | 検査、ならびに現場係員の指示する各種試験に機材等の検査および試験に |
| | おいて、検査および試験を行うべき機材等は、共通仕様書による。 |
| | なお、工場立会検査機材は下記とする。 |
| | ● 監督員の指示する機器 |
| | 10.本工事に必要な工事用電力・上下水・ガスの使用料、および諸手続などの |
| | 費用は下記とする。 |
| | ● 本工事　建築工事　別途工事　無償 |
| | 11.残土処分は、現場外搬出適切処置とする。 |
| | 12.はつり工事は、原則として認めない。施工上必要な場合、監督員と発注者に |
| | 許可を得ること。 |

G) 関係諸官庁　諸機関事前協議

| 適用 | 協議先 | 協議月日 | 担当者 |
|---|---|---|---|
| | 消 防 署 | | |
| ● | 水道事業所 | | |
| ● | 上水道・下水道引込 | | |

h) 工事区分

| 適用 | 工　事　項　目 | 電気工事 | 機械工事 | 建築工事 | 別途工事 |
|---|---|---|---|---|---|
| ● | 1) 天井点検口取付工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 2) 梁、床、壁等の貫通スリーブ取付 | ● | ○ | ○ | ○ |
| ● | 3) 各種貫通スリーブ取付に伴う、鉄筋補強工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 4) 各種貫通スリーブ取付に伴う、鉄骨補強工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 5) 貫通および、はつり部分仮復旧工事 | ● | ○ | ○ | ○ |
| ● | 6) 貫通および、はつり部分仕上げ工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 7) エレベーター非常電話取付、調整工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 8) 空調機室内、室外機間の制御用配管配線工事 | ○ | ● | ○ | ○ |
| ● | 9) 空調機室内、室外機間の電源渡り配管配線工事 | ○ | ● | ○ | ○ |
| ● | 10) 空調機室内機リモコンスイッチ取付工事 | ○ | ● | ○ | ○ |
| ● | 11) 空調機室内機リモコンスイッチ用配管配線工事 | ○ | ● | ○ | ○ |
| ● | 12) 埋込器具用天井下地開口、補強工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 13) 埋込器具用天井仕上げ材開口工事 | ○ | ○ | ● | ○ |
| ● | 14) 埋込器具用天井墨出し工事 | ● | ○ | ● | ○ |

i) 工事概要

| NO | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| (1) 受水設備 | 工事概要 | |
| | 引込工事 | 本工事 |
| | 負担金等 | 要　不要 |
| | 量水器 | 貸与　本工事 |
| | 受水タンク | (FRP) 製、容量（有効　　）m3、耐震（　　）G |
| | 高置タンク | （　　）製、容量（有効　　）m3、耐震（　　）G |
| | 揚水ポンプ | 口径（　　）mmφ×（　　）mH×（　　）kW |
| | 給水ポンプ | 口径（　　）mmφ×（　　）mH×（　　）kW |
| | 配管材料 | 屋外配管：硬質塩化ビニル管 HIVP・VP、ビニルライニング鋼管 VD |
| | | ポリ粉体ライニング鋼管 PD |
| | | 屋内配管：ビニルライニング鋼管 VA、ポリ粉体ライニング鋼管 PA |
| | 保温工事 | 施工は標準図による。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| MEMO | ナービス設計事務所<br>NOVICE FACILYTY DESIGN OFFICE<br>滋賀県近江八幡市安土町西老蘇904 | 工事名 | (仮称)ナービスベストパートナーハウス新築工事の内機械設備工事 | 作成日 | 設計 | 製図 / 検図 |
| | | 図面名 | 機械設備特記仕様書　住宅編 | | | 用紙 A3 / 縮尺 1/100 / No. M－1 |